

平成 24 年 1 月 25 日

特定商取引法に違反した訪問販売業者に業務停止命令（3 か月）

香川県は、「クーリングオフのハガキが届かない。」「クーリングオフをしたが、代金を返金してくれない。」等の相談があった訪問販売業者エコ&ライフこと水仁一州について調査を行ったところ、特定商取引に関する法律（以下「法」という。）に違反する行為を行っていたと認定しましたので、本日、法第 8 条第 1 項に基づく業務停止命令を行いました。同条第 2 項に基づきその旨を公表します。

併せて、クーリングオフに伴う受領代金の返還について、指定期限内に全額返済するよう指示しました（法第 7 条）。

1 事業者の概要

- 事業者名 エコ&ライフ
- 代表者 水仁 一州
- 所在地 長崎県佐世保市小野町 1 8 3 7 - 5
- 設立 平成 2 3 年 7 月 2 0 日
- 取引形態 訪問販売
- 商品 「夢長寿」（寝具マット）、健康サポーター・腹巻等

2 県内における契約状況

調査により判明している「夢長寿」の購入者は、次のとおりである。

- 契約件数 1 2 件（うち解約者 2 名）
- 契約者の年齢（性別は不明）
年齢 6 3 歳～8 5 歳（6 0 歳代 2 名、7 0 歳代 5 名、8 0 歳代 5 名） 平均 7 5 歳
- 契約金額
1 0 0, 0 0 0 円～2 0 0, 0 0 0 円
総額 2, 0 8 8, 0 0 0 円

3 取引の概要

同事業者は、平成 2 3 年 1 0 月中旬から 1 2 月初旬にかけて、県内各地の公民館等に「トイレットペーパー 1 2 ロール+ティッシュペーパー 5 箱+キッチンタオル 4 ロール、3 点まとめて 1 0 0 円」などと記載した新聞の折込チラシで消費者を集め、ゲルマニウムが入っているというサポーターや腹巻を廉価で販売したり、「夢長寿」と称する寝具マットを 1 0 万から 2 0 万円で販売していた（いわゆる催眠商法）。

4 業務停止命令の内容

平成 2 4 年 1 月 2 6 日から平成 2 4 年 4 月 2 5 日までの間（3 か月）、法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する訪問販売のうち、次の行為を停止すること。

- (1) 訪問販売の契約の締結についてその勧誘をすること。
- (2) 訪問販売にかかる契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売にかかる契約を締結すること。

5 指示の内容

平成23年中に香川県内で販売した「夢長寿」に係る売買契約のクーリングオフに伴う受領代金の返還については、平成24年2月9日までに全額支払い終えること。

6 法違反行為の事実

(1) 書面不備記載（法第5条第2項）

契約書面等に記載している所在地を「長崎県佐世保市小野町1837-5」としていたが、その所在地は、郵便物が届かない不完全な記載であり、消費者がクーリングオフのハガキを出しても「あて名不完全」で届かなかった。

(2) 不実告知（法第6条第1項）

販売価格及び購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なことについて、次のとおり不実のことを告げて販売勧誘をしていた。

- ゲルマニウム入りのサポーター及び腹巻について、「ゲルマニウムの石をパウダー状に砕いたものが、この繊維の中に練りこんである。これが32度以上に温まると、ゲルマニウムからマイナスイオンが出る。マイナスイオンが体に入ることによって、血液の流れが良くなり、血を綺麗にする。だから、これを着けていると肩こり、膝・腰痛、便秘、不眠症などに効く。」と説明し、根拠のない効果・効能を告げていた。
- 「夢長寿」について、「ラジウム温泉の秋田県玉川温泉は、余命半年、1年の末期癌が治る湯治場。日本には、同じように体にいいラジウム温泉が4つあり、島根県の三朝温泉もその1つ。三朝は、日本で一番癌で死ぬ人が少ない地域。三朝温泉の湯治場や温泉治療の病院で、2、3ヶ月湯治すると病気が完治したり、本当に健康になって帰ってくるほどすごいところ。ラジウム温泉は、癌だけでなくリウマチ、神経痛、糖尿病などにも効く。」などと告げラジウム温泉の効果を強調した上で、「この夢長寿には、ラジウムとゲルマニウムが入っているの、この上で寝るだけで玉川温泉、三朝温泉に行ったのと同じラジウムが体に入る。また、ゲルマニウムの効果で、マイナスイオンが出て、体の血行が良くなるし、部屋中の空気がきれいになる。」と説明し、根拠のない効果・効能を告げていた。
- 「夢長寿」の販売価格について、「夢長寿は、来年3月頃四国で超目玉商品として販売される。販売価格は消費税込みで26万8千円。今日は、この地区の人には、特別に10万円値引きして、16万8千円で販売する。」などと説明していたが、実体は20万円から10万円で販売しており、26万8千円という価格は実体のないものであった。

(3) 債務履行の不当遅延（法第7条第1項）

クーリングオフに伴う代金の返還を「現金がないとの理由」で遅延させ、その後解約者との間で分割払いの約束を交わしたにもかかわらず、その約束期日を1ヶ月以上過ぎても1度も支払をしないなど、社会通念上認められる猶予期間を超えた返金の遅延行為を複数の購入者に対し行っていた。